

岐阜市週休2日制モデル工事の試行に関する Q&A

週休2日制の考え方

Q1：工事着手とはいつのことを指すのか。

A1：現場事務所の設置、測量、資機材の搬入、仮設工事の開始等、現場での作業を開始する時点です。(マニュアルP.1参照)

Q2：「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業」とはどのような作業か。

A2：次のような場合が考えられます。(マニュアルP.1参照)

- ・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
- ・風飛散対策等の第三者災害の防止作業
- ・安全パトロールや保守点検（建設機械のメンテナンス含む）
- ・作業が無い日の現場見学会

Q3：祝日に休工した場合、現場閉所日にカウントしても良いか？

A3：将来的には祝日を含む完全週休2日を目指すものですが、当面は祝日を振替閉所日の対象に含めることができます。(マニュアルP.1参照)

Q4：午後のみ休工、又は午前のみ休工とした場合、0.5日閉所として扱うのか？また、月曜日午後及び火曜日午前等、連続した半日単位で現場閉所を計画した場合、合わせて1日閉所として扱うのか？

A4：原則、1日単位で実施の可否を確認するものであり、0.5日閉所は扱いません。月曜日午後から火曜日午前の連続した現場閉所については、一般的に両日とも出勤日として扱うと考えるため閉所日として扱いません。

Q5：工事着手前に監督職員と週休2日の日を確認しておくが、雨天等で例えば明日を急に休日としたい場合（施工予定日を休日に変更）、事前に共有している休日を施工日に変更してよいか？

A5：降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとしています。現場閉所日の変更については、受発注者間で工程共有することで、その都度変更が可能となります。(マニュアルP.3参照)

Q6：前日に施工可能と判断し、朝8時に作業員等が現場に集合したが天気予報が外れ、現場での施工を断念し、現場代理人を始め、作業員等を解散した場合は、現場閉所として扱われるのか？

A6：降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めることができます。若しくは振替として休日作業を認めます。なお、現場作業開始後に降雨、降雪となれば作業

を実施しているので現場閉所にはなりません。(マニュアルP.3 参照)

Q7：平日、悪天候で現場閉所し、監理技術者等が現場事務所ではなく、本社で書類を作成した場合は、現場閉所として扱ってもよいか？

A7：現場閉所とは、工事施工箇所において材料搬入等を含めて、一切の現地作業を行わない状態を言います。現場閉所日に本社で書類を作成した場合は、現行制度では現場閉所として扱うことは可能です。

Q8：予報により台風接近や豪雨予想により作業を予め中止とし閉所したが、現場内巡回パトロールを含め現場事務所で職員が待機となった場合、閉所の扱いとなるか？

A8：現場内パトロールは現場閉所扱いとなります。台風などの自然要因による現場事務所待機は現場閉所となります。

Q9：夏季休暇、年末年始休暇とはどの日を指すのか？

A9：夏季休暇、年末年始休暇は原則として次の日をいいますが、会社の休業日に合わせて変更しても差し支えありません。

- ・夏季休暇：8月14日～8月16日の3日間
- ・年末年始休暇：12月29日～1月3日の6日間

Q10：夏季休暇、年末年始休暇や5月の大型連休の前後に、集中して現場閉所を実施した場合は、現場閉所日数として扱ってよいか？仮に夏季休暇5日間と年末年始8日間とした場合、どちらも2日間は現場閉所として扱ってもよいか？

A10：今回のように、この前後に現場閉所した場合は、対象期間に該当するため現場閉所日として扱うことは可能です。

Q11：現場閉所日が天候により4週間のうち1週間は0日、次の1週間は3日、次の1週間は2日、次の1週間は3日とした場合、4週8休が達成できたと考えて良いか。また、これは月単位で整理して現場閉所率を算定することになるのか？

A11：週により現場閉所日数が変動してもかまいません。対象期間中、毎月同じ現場閉所率である必要もありません。工事着手日から現場完了日(工事範囲内ですべての作業が完了した日)までの対象期間で現場閉所日数を合計して現場閉所率を算定することとなります。(マニュアルP.13 参照)

Q12：計画当初、土日閉所で4週8休を行っていたが工事終盤に降雨、降雪、強風により作業不可能日が続いた場合、工期の延長は認められるのか？

A12：通常想定される気象条件による不稼働日は工期に含まれるため、工期の延長は認められません。「岐阜市設計変更ガイドライン III工事一時中止ガイドライン」の「暴風、豪雨、洪水、

地震、地すべり、落盤、火災、暴動その他の自然的または人為的な事象であって受注者の責に帰すことができない」事象が発生した場合は、中止することで工期延長可能です。

Q13：工期延期となった場合の週休2日の考え方は、どのようになるのか？

A13：延期となった期間も含めた対象期間の休日を現場閉所し、就業者の休業が図れるように配慮してください。

Q14：施工箇所点在型対象工事は施工箇所毎に週休2日を判断するのか、それとも1工事として判断するのか？

A14：施工箇所が点在していても週休2日については工事全体として1工事単位で判断します。

Q15：地元や警察協議等、受注者の都合以外の要因にて、土曜日や日曜日に作業を行なわざるを得ない場合、4週8休を達成するためには、閉所日を平日に振り替えないと週休2日を達成したことにならないのか？

A15：週休2日について、原則として土曜日、日曜日の現場閉所としておりますが、平日への振替（作業の前後2週間以内の振替）や降雨、降雪等による予定外の現場閉所日も含めることとしております。また当面は祝日を振替閉所日の対象に含めることができます。週休2日の達成の判断は、対象期間内の現場閉所日の割合（現場閉所率）で行います。

Q16：週休2日を確保した結果、工期内で工事が完成できなくなったが、これを理由に工期延期は認められるのか？

A16：当初の工期は土曜日、日曜日及び祝日のほか、天候不良による不稼働日及び準備・後片付け期間等を考慮して設定していますが、現場条件等によって生じた不測の日数については、従来どおり協議を行ってください。週休2日を確保した結果、工期内で工事が完成できないという理由だけでは、工期延期は認められません。

Q17：土曜日・日曜日に自然災害等で予定外の作業が発生した場合は、振替休日を取得する必要はありますか？

A17：短時間の作業であればQ2を適用し、それ以外の場合には、非対象期間（天災に対する突発的な対応期間その他受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間）としますので、振替休日の取得は不要です。ただし、現場閉所実績書（様式2）の備考欄にその旨（災害対応のため非対象など）を記載してください。

Q18：夜間作業における現場閉所の取り扱いはどのようになるのか。仮に、金曜日22時から土曜日6時まで施工し、次に日曜日22時から月曜日6時まで施工した場合、1日閉所として扱われるのか？

A18：金曜日22時から土曜日6時の施工は、一般的に金曜日（夜間）出勤であり、土曜日出勤

とは考えません。日曜日2時から月曜日6時についても同様に日曜日（夜間）出勤となります。その間に挟まれた土曜日については24時間以上休工を確保しており、現場閉所とし扱うことは可能です。

Q19：対象工事として進めてきたが、工事途中で公安協議等により終日24時間交通誘導警備員を配置することになった。この場合、交通誘導警備員以外は週休2日可能であることから対象工事として進めてよいか？

A19：交通誘導警備員以外は週休2日を実施出来ている前提で、条件変更により交通誘導警備員が終日24時間配置となった場合、交通誘導警備員のみ配置計画において、交通誘導警備員各自が週休2日を実施出来るか確認し、週休2日が確保出来ていれば週休2日達成となります。

Q20：監督職員による現場閉所の確認は、どのようにしますか？

A20：月ごとに提出される現場閉所実績表（様式2）と、工事完了後に工事完成書類の一部として提出される現場閉所報告書（様式3）により確認します。その際は作業日報、休日・夜間作業届でも確認をします。（マニュアルP.3参照）

Q21：工事の進捗に遅れが生じ、週休2日を履行するために当初予定していた後片付け期間を短縮して現場閉所日に充てても良いか？

A21：受注者都合による進捗の遅れによって、後片付け期間を現場閉所日に充てることはできません。確実に週休2日を履行できる施工計画を立ててください。

Q22：当初施工計画から工期期間中をとおして土曜日及び日曜日を稼働日とし、平日を振替現場閉所としてもよいか？

A22：現場閉所日は原則、土曜日及び日曜日とし、天候等の事情による振替は可としていますので、受注者の都合により当初から土曜日及び日曜日を稼働日に設定することはできません。ただし、受注後に地元調整等によりやむを得ず土曜日及び日曜日の施工となる場合は、協議してください。（マニュアルP.1参照）

Q23：土曜日、日曜日を含めて作業期間を集中して行い、その後まとめて現場閉所にした場合も週休2日を履行したことになるか？

A23：A22と同様です。

Q24：作業を分散させて、現場閉所日を確保した場合も週休2日を履行したことになるか。

A24：特段の事情がない限り、一連作業において土曜日及び日曜日の現場閉所日を確保することを前提としていますので、一定期間作業の無い期間は不稼働期間として対象期間から除外します。（例：1週目5日作業、2～3週目作業無し、4週目6日作業、5週目作業無し）

ただし、養生期間確保のための作業休止など、工事に必要な期間は対象期間に含まれます。

Q25：平日の振替閉所日に受注者の担当者が別の現場で就労してもよいか？

A25：週休2日の趣旨から就労者が休日を取ることが望ましいですが、当面は、現場閉所が確認されれば実施したと判断します。(マニュアルP.1参照)

積算方法について

Q26：「機械経費（賃料）」は補正対象となっていますが、仮設材（鋼矢板・山留材・覆工板など）の賃料は対象になるのか？

A26：仮設材は補正対象ではありません。

Q27：工程を守るため、プレキャストやICTの導入による生産性の向上を図る場合、協議対象となるのか？

A27：週休2日を実施するため、受注者側の都合によるプレキャスト導入などは協議対象とはなりません。

受注者希望型について

Q28：現場着手日前（施工計画書を提出する前）に、受注者希望型での施工を希望したいが、どのようにすればよいのか？

A28：週休2日の取得計画が分かる計画工程表にて監督職員と協議し、認められれば同じ実施工程表を施工計画書へ記載し、併せて月単位で週休2日計画工程表を提出してください。なお、当初月は作業開始日前までに、それ以降は次月の計画工程表を前月末までに提出してください。(マニュアルP.3参照)

Q29：受注者希望方式で受注者が希望した場合、実情に即した工期の見直し（工期変更）は行われるのか？

A29：工期変更は行いません。当初契約した工期において、週休2日に取組むことを希望するか否かを判断してください。

Q30：契約工期は3か月以上あるが、実質的な工事期間が極めて短い場合でも認められるのか？

A30：インセンティブ付与の公平性を考慮し、現場作業が極端に短い場合には認められません。(現場施工日数が不稼働日を含めて30日未満の工事はモデル工事の対象となりません)

Q31：複数の工事種別からなる工事の土木工事分は受注者希望方式の対象となりますか？

A31：土木工事分のみを受注者希望方式の対象とすることはできませんが、主たる工事種別が土木工事で従たる工事種別が軽微な場合は監督職員との協議によるものとします。

Q32：現場着手前に週休2日に取組むことを協議していない（協議が整わないものを含む）が、週休2日が達成できそうなので受注者希望方式にしてもらえるか。

A32：現場着手前までに協議が無いもの（協議が整わないものを含む）は受注者希望方式の対象となりませんので、経費の補正や工事成績評定の加点は行いません。ただし、工事成績評定の考査項目「2 施工状況 II 工程管理」において、休日の確保状況について評価を行います。

インセンティブについて

Q33：変更契約における設計変更にあつて、現場閉所率（予定値）をいつ報告すればよいのか。

A33：作業最終月の週休2日計画工程表提出日で現場閉所率（予定値）を報告してください。

なお、作業最終月の作業期間が2週間に満たない場合は、遅くとも作業最終日（完成日ではありません）の2週間前までに報告してください。

Q34：工事の終盤において、その後の現場閉所状況によって経費の補正値が変動してしまうが、変更契約における設計変更にあつてどのような現場閉所率（予定値）を報告すればよいのか。

A34：作業最終月の週休2日計画工程表を作成する際に、これまでの現場閉所状況（実績）と残り作業の内容から今後、確実に閉所可能な日数を考慮して最終の現場閉所率（予定値）を報告してください。なお、現場閉所率（予定値）が経費補正区分の境目に当たるときは、下位の区分に該当する現場閉所率（予定値）で報告してください。

（例：対象期間200日において、57日閉所の場合は $57/200 \times 100 = 28.5\%$ 、56日閉所の場合は $56/200 \times 100 = 28.0\%$ となり、1日の閉所で28.5%以上と未満で補正区分が別れることとなるため、確実に履行可能な56日、28.0%で報告してください。）

※特に、発注者指定方式では28.5%に満たない場合、補正分が減額となりますので十分に注意してください。

Q35：現場閉所率の報告値（予定値）と実績値が異なった場合、工事成績評定点はどうなりますか。

A35：実績値で加減点を行います。

（例：報告値（予定値）が28.0%で、実績値が28.5%の場合は2点を加点します。）

その他

Q36：「受注者希望方式」の場合の受注者への通知（周知）の方法は？

A36：「発注者指定方式」と同様に特記仕様書に記載してあります。（マニュアルP.2参照）

Q37：指名競争入札の場合の受注者への通知（周知）の方法は？

A37：特記仕様書に記載してあります。

Q38：入札公告、指名通知、特記仕様書に週休2日制モデル工事に関する記載が無いが、週休2日
に取組むことを希望したい場合、受注者希望方式は適用できるか？

A38：契約後、受注者と協議してください。この際、発注者側の諸事情により受注者の希望に応
じられない場合もありますのでご理解ください。当初契約した工期において、週休2日に取組
むことを希望するか否かを判断してください。週休2日に取組むことを理由とした工期変更
はできません。

Q39：週休2日が達成できない場合、何かペナルティーはあるのか？

A39：現場閉所率が14.2%未満(4週4休未満)の場合は工事成績評定点が1点減点となります。

(マニュアルP.5参照)

Q40：現場閉所率の算定方法は？

A40：マニュアルP.13を参照してください。